

地域の持続的発展支援について

平成27年5月15日
資源エネルギー庁

本日の議論の全体像

- 地域の持続的発展に対する支援のあり方については、本WGの中間とりまとめで整理し、かつ、基本方針の改訂案にも新たな記述を追加(次頁p2)。これらを踏まえ、今後は様々な地域と対話を重ね、意見を踏まえて支援策の具体化を図っていく予定であるが、その際の参考にもなるように、支援策の具体化の方向性について、改めてご議論を頂きたい。

(注) 昨年10月本WG再開時(第12回WG)に、中間とりまとめで「取組の改善」として整理された下記3点を再開後の主要議題として整理:

- ①科学的により適性が高いと考えられる地域(科学的有望地)の提示 → 現在技術WGを中心に検討中
- ②地域における合意形成に向けた仕組みの整備 → 第14回、15回に議論(済)
- ③地域の持続的発展に資する支援策の検討 → 本日の議論
(+最終処分の基本方針の改定 → 第16回、17回に議論(済))

- その参考として、以下の観点から、NUMO及び電気事業者から、取組方針または(原子力立地に関する)取組実績をヒアリングする。
 - ① NUMOについては、長期間に及ぶ大規模事業の実施者として、自らの事業のプラスの効果の地域波及の最大化と、マイナスの影響への適切な対応にコミットし、理解活動の段階から、その姿勢をできるだけ具体的に地域に示していくことが特に重要と考えられる。(基本方針の改定案においても、NUMOは、事業が地域の経済社会に及ぼす影響について、地域の関心を踏まえつつ調査を行うことが新たに追加。)
 - ② 電気事業者については、廃棄物の発生者かつ管理者として、処分事業の着実な進捗に直接のステークを持つ存在であり、NUMOと地域の共生は自らの利益でもあることから、地域や国民の理解を得つつ、その共生を適切に支えるべく、長期にわたって相応の貢献をしていくことが重要と考えられる。(フランスやスウェーデンなど、諸外国においてもそうした事例が見られる。)これまで事業者として原子力立地について実施してきた地域共生の取組は、NUMOが将来において行う取組の参考にもなると考えられる。
- また、各主体の役割分担等について、本WGの中間とりまとめや基本方針を踏まえ、かつ諸外国の事例も参考としつつ、より具体的に整理しておくこととしたい。(p3以降)

【参考】基本方針、WG中間とりまとめの関連部分

● 最終処分法に基づく基本方針(改定案、平成27年2月時点)

「事業の実現が社会全体の利益であるとの認識に基づき、その実現に貢献する地域に対し、敬意や感謝の念を持つとともに、社会として適切に利益を還元していく必要があるとの認識が、広く国民に共有されることが重要である。」

「機構が行う最終処分事業は、長期にわたる事業であることから、安定的かつ着実に進めていくためには、概要調査地区等に係る関係住民との共生関係を築き、あわせて、地域の自立的な発展、関係住民の生活水準の向上や地域の活性化につながるものであることが極めて重要である。このためにも、こうした地域に、国民共通の課題解決という社会全体の利益を持続的に還元していくことが重要である。そのため、国は、文献調査段階から、電源三法(電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法)に基づく交付金を交付するほか、地域の関心や意向を踏まえた上で、処分地選定調査の進展に応じ、当該地域の持続的発展に資する総合的な支援措置を関係地方公共団体と協力して検討し講じていくことが重要である。」

● 放射性廃棄物WG中間とりまとめ(平成26年5月)

- 国民共通の課題の解決に向け処分地選定調査や処分場の受入れに伴う負担を背負う地域に対し、社会全体として、敬意や感謝を持って利益を還元していくことは不可欠である。
- その際重要なのは、長期にわたる処分事業と共生しつつ、いかに地域の持続的発展につなげていくかという地域の将来ビジョンを国・NUMO・地域で共有した上で、この実現に向けた支援策を、処分事業の段階に応じて講じていくことである。
- 市町村によっては、交付金を得たとしても、適切で効果的な用途を見出すための検討そのものについて様々な支援を要することもあり得る。
- このような点を踏まえ、国は、地域のニーズを踏まえた上で、当該地域の持続的発展に資するような総合的な支援策を政府一体で検討していくことが必要である。

考え方の整理① ～ 各主体の役割等について

- 地域発展支援に関する各主体の役割等については、それぞれの基本的性格に基づき、以下の通り整理できるのではないか。

主体と基本的性格	主な役割と取組
<p>NUMO</p> <p>事業の実施主体 地域の持続的発展が事業の安定実施の基盤 地域の一員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事業内容とその効果・影響(プラス・マイナス両面)の地域住民や自治体等への情報開示と説明 ○事業のプラスの経済的効果の地元への波及(雇用や調達等を通じた地元経済の活性化等) ○事業のマイナスの影響に対する適切な配慮と対応(自然環境や生活環境への影響や風評被害への対策、補償等) ○地域の要望の継続的な聴取と事業内容への反映(施設建設や関連インフラ整備を含む、地域ニーズを踏まえた事業の最適化等) ○地域の発展ビジョンの策定への協力(「対話の場」における検討に対する資金面での適切な支援等)
<p>電気事業者</p> <p>廃棄物の発生主体 事業実現の直接の受益者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○NUMOと地域の共生に資する相応の貢献、地域の持続的発展へのコミットメント(参考:フランス、スウェーデン等における事業者の地域貢献)
<p>国</p> <p>政策の推進主体 最終的な受益者たる国民に代わって、利益を還元</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○社会全体として敬意や感謝を持って利益を還元していく必要性についての国民理解醸成 ○地域の発展ビジョンの検討と実現に向けた総合的な支援(地域特性等を踏まえたビジョンの策定への協力、「国民の敬意や感謝」に相応しい地域支援のあり方の例示、それらの実現等に向けた交付金の交付その他の政策リソースの重点投入など)

考え方の整理② ～ 地域発展の将来ビジョンの例示について

- 地域が処分事業と共に持続的に発展していく将来ビジョンや、その実現のための支援策は、事業の進展に応じ、個々の地域の特性や関心を踏まえて具体化されるべきものであるが、事業の性格上、国としてその方向性を例示していくことも重要。（そうした観点から、過去にも「地域振興構想研究会」（2008年9月）において様々なメニューを提示した経緯あり。）
- この点については、例えば、国民の「敬意や感謝」が永きにわたって象徴的に示され、当該地域の誇りにも繋がることが重要、最終処分事業との関連性が重要といった指摘があり、諸外国にも同様の考え方に基づく支援例がある。
- これらを参考に、エネルギーや地下に関する研究・事業の集積拠点等として支援していくことも一例として考えられるが、その他の可能性も含め、趣旨に適った具体化の方向性としてどのようなものがあり得るのか、国民の関心喚起の観点からも、様々な形で国民の意見を広く聴いてみることが有用ではないか。

（参考）

◆フランス

電気事業者等の廃棄物発生者の取組として、地元の雇用創出に繋がる事業の実施という地域要望に沿って、地域を将来のエネルギー戦略拠点と位置付けた地域振興を計画し、実施中。

◆米国

連邦政府は、立地自治体から研究プロジェクトの立地について提案がある場合は、特別の考慮をするものと定められている。

◆韓国

中低レベル放射性廃棄物に関し、最終処分場立地地域に陽子加速器を一体として誘致し建設することに。国家プロジェクトとして、生物工学、宇宙医療等の様々な分野での研究を実施するとともに、波及効果として、科学技術、研究、産業の中核地域を形成し地域の発展に寄与するものとされている。

日本学術会議「高レベル放射性廃棄物の処分について」（平成24年9月）

「立地地域に対する受益の還元政策としては、社会的に見て重要な施設で安定した地層を必要とするようなものを併設することが望ましい。例えば、政府・電力会社等の機能の一部を移転する、重要データの保管機能を持った施設を建設する、あるいは原子力・放射性廃棄物関係の大型研究拠点を設置する等である。そのような施設が併設され、実際に多くの人びとがそこで業務に従事し、生活の基盤を置くことは、高レベル放射性廃棄物の保管施設の安全性に対する社会的信頼を高める効果を持ちうる。」

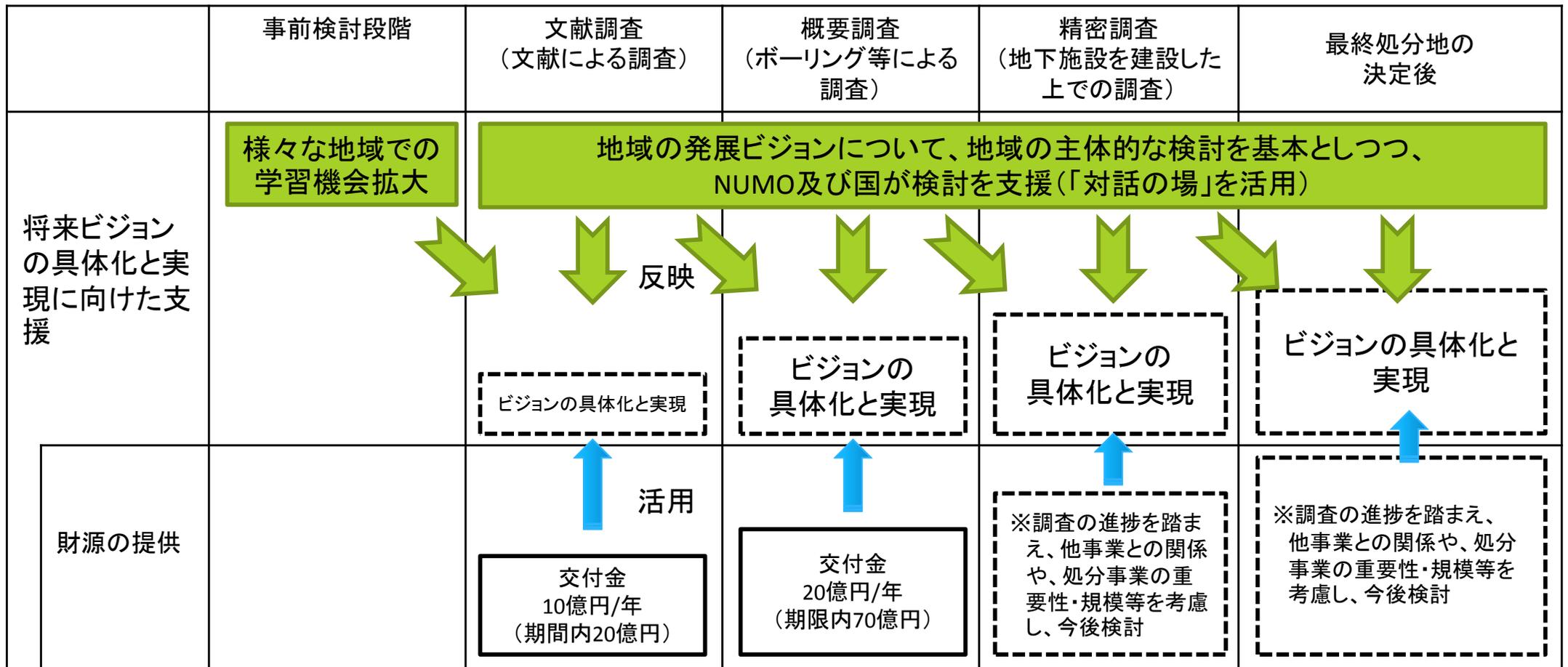
自民党・放射性廃棄物処分に関する小委員会「最終取りまとめ」（平成26年6月）

「処分事業に協力する地域は、国家的課題に協力する地域であるから、国全体で協力地域に対して敬意を払い、支え、応援が出来る機運を醸成し、協力地域の持続的な発展に資する支援体制を整えなければならない。有害期間短縮・減容化技術の開発拠点誘致等も選択肢の一つである。」

考え方の整理③ ～段階的な支援について

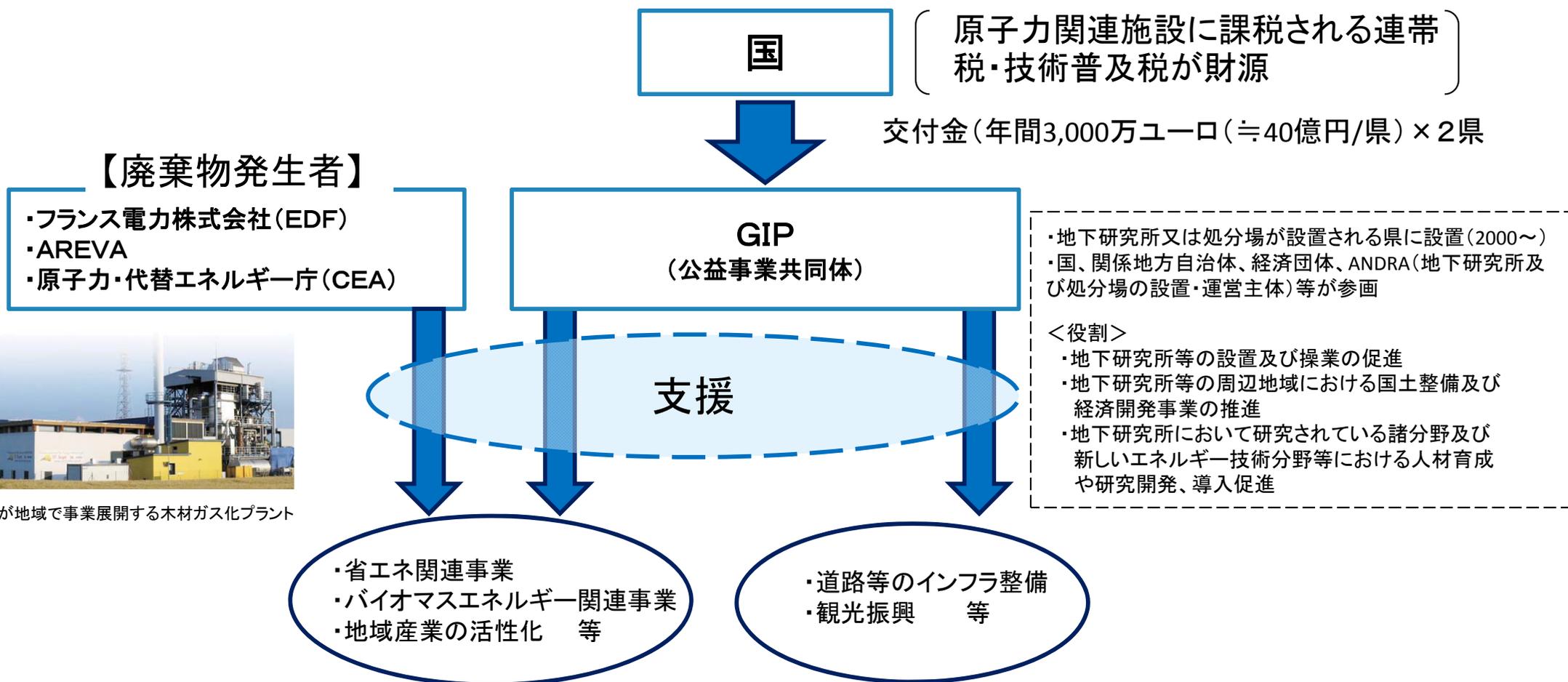
- 国は、調査段階から地域発展の将来ビジョンの具体化と実現を支援し、交付金などの財政措置を含めた支援を総合的に実施していくこととされている。これは、段階的調査は処分事業の不可欠な一部を成すものであり、調査自体が処分事業・研究に大きく貢献すること、調査段階から地域として負担を負うこと、そうした中で必要な検討を行うための環境整備が必要であること等を背景とし、フランスのGIPやイギリスの新たなプロセスも同様の考え方に立つもの、と整理できると考えられる。
- こうした支援は、地域の持続的な発展につながるものとする観点から、「対話の場」の活用等を通じて住民の関心や意見を適切に反映しながら実施していくことが重要ではないか。また、法定調査の前段階から、事業を受け入れるメリット・デメリットや将来ビジョンに関する住民間の検討が様々な地域で行われるよう、地域の自主的な学習を支援していくことが重要ではないか。

ビジョンの具体化と実現に向けた段階的支援のイメージ



【参考】フランスにおける地域支援①

- フランスでは、放射性廃棄物管理研究法に基づき、「精密調査」相当の段階から、地下研究施設が立地する自治体(ムーズ県、オートマルヌ県)に対して公共事業共同体(GIP)を設立し、合わせて年間80億円近い交付金交付。
- こうした制度は、原子力発電所や再処理施設と比較して地下研究施設や最終処分施設の立地地域に与える経済効果(税収増等)が小さ過ぎるとの認識から、両者の差異を埋め合わせることを目的としてスタート(1991年～)。



エネルギー戦略拠点化構想

【参考】フランスにおける地域支援②

<GIPによる支援実績>

- 経済開発と雇用の助成(企業の設立計画、近代化、発展等の支援、企業環境の改善への寄与、雇用増加のための支援)
- 自治体間において計画された地域開発、必要とされる地域への支援(郊外の開発、居住環境整備、公共の部門及びサービスの人口に応じた再編成、新規通信技術の導入等)
- 県のインフラストラクチャー整備の支援(道路等の整備)
- 観光開発と県のイメージ向上に対する支援(観光者向けのインフラストラクチャーの整備、県の評判やイメージを改善すると思われる活動の支援)

<EDF、AREVA、CEAによる支援実績>

取組分類	取組主体	取組概要
省エネに関する事業	EDF	省エネ設備移行等に際しての融資支援、設備工事に際しての地元企業への発注等
バイオマス・エネルギーの安定供給に関する事業	CEA	次世代バイオマス燃料生産施設
	EDF	木材ガス化によるコージェネレーションのパイロットプラント
	AREVA	バイオディーゼル生産施設、バイオマスによるコージェネ発電所
	3者共同	バイオマス利用のための森林開発等研究の実施
地場産業活性化に関する事業	3者共同	地場産業である鉄工・冶金産業を中心とした、専門能力工場(研修)の設置、地域企業からの製品購入・発注等
地域の開発支援事業の創出や中小企業支援	EDF	EDFの古文書保管施設の設置、スペアパーツ倉庫の設置(設置可能性調査の実施)
	AREVA	AREVA社の古文書保管施設の設置
	3者共同	企業融資(低利融資、金利補助)

【参考】英国における地域支援

2013年1月

西カンブリア地域が処分地選定プロセスから撤退

地域支援策については、政府のコミットメントが不十分との意見が地域から出された

- 西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップ最終報告書(2012)ポイント(地域支援関連部分)
 - ✓ 支援策は、施設の建設や操業から直接得られるものを超え、地域が通常期待することに追加されるもので、他の資金援助を置き換えるものではないことを期待。第4段階(注:日本の文献調査に相当)からの実施を期待。
 - ✓ 支援策は、事業の影響を受ける地域が将来にわたってその経済と環境が保護されることを確実にするための将来にわたる投資を目的するものである。
 - ✓ 支援策の具体性や時期が定まっていないため、振興策の規模と種類が地元住民の期待に合致するか確認できない。
 - ✓ 将来の政府が支援策についての合意事項を履行するか懐疑的見方が広がっている。



2014年7月

西カンブリア地域での経験を踏まえ、英国政府は、処分地選定に関する新たな方針を公表

- 処分地選定に関する新たな政府方針(地域支援関連部分)
 - 事業期間中には、多くの雇用を生み出すとともに副次的な効果として産業、社会基盤、教育、輸送インフラなどの多方面での利益が見込まれる。
 - 処分地選定プロセスの初期段階から、英国政府が自治体に対し、年間最大100万ポンド(≒1.4億円)を交付する。
 - ボーリング調査の段階以降、年間最大250万ポンド(≒3.4億円)を交付する。
 - 今後、英国政府は、これらの交付に当たっての詳細なスキーム(地元自治体の関与の在り方等)や活用例を示すとともに、RWM社(処分実施主体)は、地元自治体と連携して地域の開発計画等を策定する。

【参考】「地域振興構想研究会」取りまとめ（2008年9月）

- 最終処分事業が長期にわたる事業であることから、地域が事業との共生により発展する姿を提示すべきとの観点から、2008年5月に地域振興構想研究会を立ち上げ、地方行政経験者、学識経験者等で幅広く意見交換を実施。同年9月に報告書「地層処分事業と地域振興プランについて」を取りまとめ。

【報告書の概要】

○地域振興プランの実例の提示

地域が主体的に地域振興プランを立案する際の参考として活用できるような実例を提示。地域共通的に求められる地域振興の重要な3つの要素ごとに、様々なメニューを検討。

- 行政サービス・生活基盤関連
防災対策、子育て支援、交通利便性の向上、環境保全 等
- 医療・福祉関連
医療機関整備、ヘルパー派遣の充実、健診等の充実、遠隔医療 等
- 産業振興関連
農林水産業（トマトの大規模栽培、ブランド牛推進、種苗生産 等）、エネルギー産業（ミニ水力電力、新エネルギー等の誘致・拠点化 等）

この他、地下施設を活用した事業、地場産業による地域興し事業、観光支援事業、中心市街地の再生・活性化、企業・研究施設の誘致 等